

島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定業務 委託に係るプロポーザル募集要項

1 委託業務名

第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務

2 事業目的

本業務は、「第8期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」の取組みの評価を行うこと及び本町被保険者に対して生活状況や介護サービス等に関する意識調査を行い、本町における町民ニーズ、地域課題・特性等を踏まえた3年計画（令和6年度～令和8年度）として「第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 計画策定に関する業務全般

- ① 島本町介護保険事業運営委員会等の運営支援
 - ・会議録（要約）の作成
 - ・会議資料及び進行表の作成支援など
- ② 基礎資料の作成
 - ・国、府、他の自治体などの動向資料の収集及び分析
 - ・人口、要介護認定者数、事業量及び費用額の今後10年間の推計など
- ③ 調査業務
 - ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関すること
 - ・在宅介護実態調査に関することなど

詳細は「第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務仕様書」を参照のこと。

4 履行期間

契約締結日の翌日 ～ 令和6年3月31日

5 提案上限額（予定価格）

4,323,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
なお、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

6 事業者の選定

契約事業者は、次項の条件を満たす事業者を対象とした公募型のプロポーザル方式により決定する。募集条件は、本町ホームページ掲載により公表する。

7 参加資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たすもの。

- (1) 令和4年度の島本町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 平成28年度以降に、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づく計画作成に係る業務実績があること。
- (3) 本業務を実施するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者、また、島本町暴力団排除条例（平成26年条例第8号）第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。

8 スケジュール

項目	日程
参加表明書及び質問票の提出期限	令和4年11月25日（金） 17時30分
質問票の回答日	令和4年12月 1日（木）
提案書などの提出期限	令和4年12月15日（木） 17時30分
プロポーザル当日	令和4年12月22日（木）
選考結果の発送	令和4年12月下旬
委託契約締結	令和5年 1月上旬

9 選定手続

(1) 参加表明書等の提出

- ① 提出書類
プロポーザル参加表明書（様式1）
誓約書（様式2）
- ② 提出期限
令和4年11月25日（金） 17時30分までに必着
- ③ 提出方法
郵送（簡易書留）※持参不可

(2) 質問票の提出

- ① 提出書類
質問書（様式3）
- ② 提出期限
令和4年11月25日（金） 17時30分までに必着
- ③ 提出方法
FAX、メール ※質問がない場合でも質問票に「質問なし」と記載し、提出すること。
なお、質問票を提出できるのは、参加表明書を提出した者に限る。

④ 回答

令和4年12月1日(木)に当課よりメールで全参加者にプロポーザルに関する質問回答書(様式4)を送付する。

なお、質問がなかった場合は、回答は行わない。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

企画提案申請書(様式5)

委託業務全般に関する企画提案書(任意様式)

(委託業務全般に関する説明、アピールしたい点などを簡潔にまとめたもの)

同種業務実績、その他類似業務実績等について(様式6)

業務実施体制等を示す書面(様式7、様式8)

事業実施スケジュール(任意様式)

見積書(任意様式)

⇒ 詳細な内訳がわかるように記載すること。

その他(任意様式)

② 提出期限

令和4年12月15日(木) 17時30分までに必着

③ 提出部数

正本1部と副本11部(計12部) ※副本は複写可

④ 提出方法

郵送(簡易書留) ※持参不可

10 審査

本町において設置する島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務プロポーザル審査会において、選定基準に基づき審査する。

なお、提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評価が6割以上であれば委託候補者とする。

提案の採否は郵送で通知する。なお、審査結果は公表するが、審査点数及び不採用提案の企画提案書については公表しないと同時に、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和4年12月22日(木) ※時間及び場所は別途通知(様式9)

(2) 実施方法

- ・事業者ごとに提案内容について15分以内でのプレゼンテーションとし、15分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加資料は認めない。
- ・説明者は3名までとし、質問に適切に対応できる実務を担当する主担当者が説明すること。また、総括責任者となる者が必ず出席すること。
- ・パソコン・プロジェクタ・スクリーンを使用する場合は町が手配する。その場合、使用するデータは、令和4年12月19日(月)までに町に提出すること。

1 1 辞退

参加表明書の提出後の辞退については、令和4年12月15日（木）17時30分までに、辞退届を提出すること（任意様式）。

1 2 契約

審査により選定された事業者は、本町の契約手続きを経て契約を締結する。協議が整わない場合は、次点者と協議を行うこととする。

1 3 その他の留意事項

- ・提案内容は、関係法令等を遵守し、既存の行政計画等に留意したものとする。
- ・選考、審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- ・本町は郵便及び電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- ・本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。
- ・提出された書類及びその内容は、提案事業者に無断で審査等以外の目的に使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合には、「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となるものとする。
- ・選定された成果物にかかる著作権は、本町に帰属する。
- ・応募に当たり作成するデザイン案等で使用する素材については、著作権や肖像権等の許諾関係は全て事業者の責任において適切に処理すること。
- ・業務に関して知りえた一切の情報について、第三者に開示し、または漏えいすることを禁じる。なお、契約終了後においても同様とする。
- ・この要項に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、本町及び受託者で協議して処理する。

問合せ及び書類提出先

島本町健康福祉部高齢介護課

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL：075-962-2864（直通）

FAX：075-962-5652

Mail：kaigo@shimamotocho.jp